

午前10時00分

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 欠席委員連絡（山口 勝彦委員）

午前10時00分開議

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 風力発電事業に係る函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドラインの運用について

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 議題宣告
- ・ 本日はガイドラインの規定に対し、事業者が提示している、（仮称）函館寅沢風力発電事業環境影響評価方法書における市民生活・地域環境への影響について調査を行う。
- ・ 初めに正副調製資料を御覧願う。本資料は正副にて、函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドラインの規定に対し、事業者が提示した環境影響評価方法書の記載内容を、客観的に対比・整理したものとなっており、本事業に係るガイドラインの運用について、事実関係の共有を目的として作成した。論点として、いくつか例示させていただいているが、記載の論点に限定するものではなく、考え方の参考としていただき、各委員それぞれのお考えに基づき、質疑していただければと思う。
- ・ 正副調製資料の説明は以上になるが、各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 次に、理事者から本件に関わり、ガイドラインに基づくこれまでの経過や今後のスケジュールなどについて説明を受けたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（環境部 入室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 資料説明：風力発電事業に係る函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドラインの運用について（令和8年5月13日付 環境部調製）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○工藤 恵美委員

- ・ 重大な問題だと思う。私たちが生まれ育った、環境の良い函館市になぜこのような問題が挙がったのか非常に疑問であり、手遅れにならないうちに、確認していかなければいけないと思っている。

- ・ 今、御説明があった通り、たくさんの手続き・手順があり、簡単に勝手にはできないことがよくわかったが、いつの間にか取り返しのつかないことにならないよう、十分に審議していかなければいけないと思っているので、質問させていただく。
- ・ 聞いたことがない事業者であるが、これまでに市に対して事前に相談や報告があったと思う。その経過と環境部の対応について伺いたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 事業者については、令和6年1月に初めて来庁され、市内の寅沢地区での風力発電事業についての実現性を検討するため、風況調査を計画している旨の相談があり、令和7年5月には、風況調査の結果と今後、環境影響評価手続き等を行う旨の報告と大まかな事業規模等が提示された。
- ・ 市としては事業者に対し、仮に事業を実施しようとするのであれば、環境への配慮や地域理解が必要であること、周辺には水道取水施設があること、ヒグマなど野生動植物の生息域であることなどから、開発行為に伴う周辺環境への影響に加え、本市の貴重な観光資源である眺望への影響が懸念されることを伝えたほか、事業の検討に当たり、近隣町会の代表者や関係団体とのコミュニケーションを図るよう助言したところである。

○工藤 恵美委員

- ・ 正副委員長が調製してくださった資料にも、そのような論点が整理されているが、御説明のあった環境影響評価方法書の縦覧が行われ、説明会が開催された際に、市民からどのような意見があったのか聞かせてほしい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 発電事業に対する不安の声や説明会の周知不足に対する意見などが電話や電子メールなどで20件程度寄せられている。また、近隣町会からの聞き取りや事業者の説明会において、森林伐採による水源や水質への影響、周辺の動植物への影響、景観への影響、風車が稼働することによる低周波音、建設工事に伴う土砂の流出などの懸念や不安の声があることは承知している。

○工藤 恵美委員

- ・ 皆、疑問点や心配点は同じかと思っている。環境部に寄せられている市民の声やネットでの反対意見などについて、環境部としてはどのように考えているのか、部長の考えをお聞かせ願う。

○環境部長（田中 修一）

- ・ 本市としては、事業者が住民や関係者に対して、必要な情報を提供し、具体的かつ丁寧に説明を行い、理解が得られるよう努め、地域住民などからの意見に十分配慮することが重要であると認識している。そのため、事業者に対しては、適切に環境影響評価を実施していただくこと、地域の声に耳を傾け、不安や懸念を解消しながら、地域と共生した事業計画を検討するように求めてまいりたいと考えている。

○工藤 恵美委員

- ・ 設置されようとしている場所は、道の保有林であり、函館市に決定権はないということであったが、北海道や関連する七飯町とも詳細に連絡を取り合い、そして、多くの声を拾い上げていただきたいと思う。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 今回の寅沢地区は、特に慎重な検討を必要とする区域等に該当するという事で、方法書が出ており、そして今、正副調製の環境影響評価方法書の論点整理を見させていただいている。
- ・ まず、水環境の評価方法についてお聞きしたいと思う。事業者は自ら、亀田川・松倉川の上流域が水源涵養保安林であるということを明記しているが、その予測方法を見ると、濁水対策としての水質の濁りの予測のみにとどまり、最も懸念される森林の大規模改変、保水力低下に伴う水量変化による下流域への洪水リスクの定量的な予測は、評価対象から除外している。環境部としては、その評価を行わないことについて、どう考えているのかお聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 今回の事業計画区域に含まれる水源涵養保安林は、森林の土壌が雨水などを貯留し、下流へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させるほか、雨水が森林土壌を通過することで、水質を浄化する機能を有している。
- ・ 今回の方法書における環境影響評価の項目や調査、予測、評価の手法については、今後、環境影響評価法に基づく手続きの中で、北海道知事の意見などを基に、国において審査されるものであるが、今回の風力発電施設の設置予定範囲の下流には、住宅や公園等も存在しているので、土地の改変に伴う河川の流れの量の変動や洪水リスクなど市民生活への影響が懸念されることから、適切な調査、予測、評価が必要であると認識している。
- ・ 方法書に係る知事への意見の提出に当たっては、これらの点も踏まえ、関係部局とも十分協議してまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 関係部局との協議については、後ほどお聞きしたいと思う。
- ・ 方法書では、対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が含まれていることが図示されているにもかかわらず、第4章の表では地形及び地質の調査・予測項目を除外する理由として、学術上または希少性の観点から重要な地形等が存在しないと記載している。これは論点のすり替えに当たるのではないかと思う。市民の命に関わる防災・減災の観点を、文化財保護や学術的希少性の観点に置き換え、地盤の崩落、斜面崩壊のリスク調査を避けているようにも見受けられる。
- ・ ガイドラインが求める土砂災害の未然防止の趣旨と相反するよう見えるが、環境部としては適切なアセスメントとして認めることになるのか、お聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 土砂災害警戒区域については、土石流や崖崩れなどによる土砂災害が発生する恐れのある地域で、住民の生命や身体を守るために北海道が指定しており、特に土砂災害特別警戒区域においては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命や身体に著しい危害が生じる恐れがあるため、建物の構造規制や開発行為の制限が設けられている。
- ・ 当該警戒区域は、事業実施区域の一部に含まれることから、土砂災害に対する安全が十分確保されるよう適切な調査、対策が必要であると認識しているので、知事への意見の提出に当たっては、関係部局とも十分協議してまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 生態系、生活環境への影響についてだが、動物が受ける影響として、死傷、逃避、生息、繁殖阻害、

生息域の減少等と方法書に記載されている。ここで言う逃避とは、大規模な開発によって行き場を失ったヒグマ等の野生動物が本市の市街地や住宅地に下りてくる事態を意味していると考えられる。予測の枠組みが動物側の生態的变化に限定されており、人里への出没という人的被害リスクへの波及の評価が抜け落ちているのではないかと思う。

- ・ 市民の安全確保の観点から、この評価範囲の設定は不十分ではないかと危惧しているが、市の見解はどうか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 本市では、ヒグマ対策を効果的に実施していくため、函館市ヒグマゾーニング計画を策定した。事業区域については、ヒグマの健全な個体群を維持するためのコア生息地であり、ヒグマの存在を前提とした限定的な利用に限ることと位置付けている。このため、当該区域で森林伐採や道路の整備等を行った場合、ヒグマの生息域が変化する可能性があり、人の生活圏としてヒグマの侵入を許容しない排除地域やヒグマの生息を許容しない防除地域への侵入が増える懸念もある。
- ・ 人的被害リスクへの波及も含め、ヒグマの生態系への影響について、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測、評価が必要であると認識しているので、知事への意見の提出に当たっては、各関係部局とも十分協議してまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 景観への影響評価について、方法書の第4章、景観の予測手法を見ると、事業者は地上高195メートルにも及ぶ風力発電機11基の景観への影響を、フォトモンタージュ法のみで予測するとしている。195メートルの風車は、常に羽根が回転し、夜間には航空障害灯が赤く点滅し続ける。
- ・ 本市が世界に誇る函館山の夜景への影響を、動きも光の明滅もない、静止画1枚で評価・判断する手法は、実態を十分に反映していないと思う。
- ・ ガイドライン第7条第3項の良好な景観の形成に照らせば、動的要素を反映した動画等による精緻なシミュレーションを事業者に要求していただきたいと考えるが、市はこの手法を容認されるのか伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 本市が景観法の規定に基づき策定した函館市景観計画では、一定規模以上の建築行為等について基準を設け、景観形成の誘導を行っており、今回の風力発電施設については、工作物として高さ10メートルを超えるため、誘導基準の対象として周辺の景観との調和や主要な眺望点からの見え方に配慮する必要がある。
- ・ 誘導基準に基づく助言や指導の実施に当たっては、今回の風力発電施設のように、風車の回転や夜間の航空障害灯の明滅などの動的な要素を有する場合、静止画による手法に加え、見え方を補足的に確認するため、動的な景観変化に対する調査手法も活用することがより有効であると考えている。
- ・ 本市においては、函館山の夜景をはじめとする眺望が重要な観光資源となっていることから、昼間のほか夜間についても、適切な調査、予測、評価が必要であるものと認識している。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 方法書の第4章において、騒音の予測には「ISO 9613-2:2024」、超低周波音の予測には「点音源の距離減衰式」を用いるとしている。これは平坦な場所を想定した標準モデルで、本事業地のよう

な谷状の地形における音の反響や増幅を十分に加味していないと考えられる。本市の地形特性を反映しない計算モデルでは、実態に即した予測は難しく、ガイドラインが求める騒音等の防止を満たせるのか疑問が残る。

- ・ 事業者に対し、地形要素を組み込んだ独自のシミュレーションの実施を指導していただく必要があると考えるが、市の考えをお聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 風力発電施設の稼働等に伴い、騒音や超低周波音が発生するが、当該事業区域の周辺には住宅や公園等が存在しており、地域住民の生活環境への影響を懸念する声が多く寄せられていることから、知事への意見の提出に当たっては、これらの点についても配慮してまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 水源涵養保安林の解除に関する説明について、事業の前提に関わるが、事業者は住民説明会において水源涵養保安林の指定を解除する旨の説明をしていると聞いているが、提出された方法書の全編を見ても、具体的な解除の手続きや保安林を解除してまでその場所で事業を行わなければならない理由が見当たらない。その辺りを市は、どのように考えているのか伺いたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 保安林は、土砂の崩壊や風水害の防備等を目的に公益機能の発揮が特に要請される森林について、森林法に基づき指定される区域であり、保安林内に発電設備を設置しようとする場合、保安林内における作業許可または保安林指定の解除の手続きが必要となり、その可否については、国または北海道が判断することとなるが、保安林は国の要領で、森林以外の用途への転用を抑制すべきものとされているので、容易に解除できるものではないと認識している。
- ・ 環境影響評価の目的は、環境への影響調査であるので、許認可などの手続きを明示する必要はないが、本件については、事業区域が保安林内ということもあり、地域の関心が高いことから、今後、手続きの進捗状況を確認しながら、地域への説明について、事業者に助言してまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ これまでの答弁で、事業者に助言をしていきたいという項目もあった。そのほかに、市役所の関係部局と十分協議をしていきたいということもおっしゃっていた。この事案に関して、環境部が函館市役所の中で主管になるが、実際の中身は、景観や水源など民生の所管ではなく、経済建設所管の企業局や都市建設部、土木部などに関係している。
- ・ 環境部がリーダーシップをとって他の部局と進めていくことになると思うが、進捗状況はどうなっているのか、お聞きする。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 現在、環境影響評価への対応については、地球温暖化対策を含む環境施策全般と再生可能エネルギーに関する所管部局である環境部が窓口となり、庁内横断的にそれぞれの項目などを精査し、関係法令に適合しているか等々について協議を行っているところであり、今後についても引き続き、市長意見の取りまとめに向けて精査を続けていきたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 環境部が各部局の意見を取りまとめ、道からの照会に対して市長が意見を述べる。そのレクチャー

はこれからしっかりとしていくということで、環境部長よろしいか。

○環境部長（田中 修一）

- ・ 発電事業の事業区域によっては、広範囲の分野にわたるということもあり、現在、庁内それぞれの部局と連携して協議をさせていただいている。今後の知事に対する意見についても、十分関係部局と協議をしながら進めてまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ この事業に関しては、函館市が決断できる事業ではない、それは十分知っているが、函館市、七飯町の地元の意見、住民の理解が最も大事だと思っているので、環境部においては、市民の方々の側に立ち、意見を取りまとめて進めていただきたいということを申し述べて質問を終わる。

○吉田 崇仁委員

- ・ 赤川の水源地の周りの保安林を簡単に解除できるのか、お聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 保安林解除の可否については、国または北海道の判断になるが、基本的には保安林の用途が不要になった場合、もしくは公益的な理由がある場合に限り解除できるものと法に定められており、一方で国の保安林は国の要領で、森林以外の用途への転用を抑制すべきものとされているので、容易に解除できるものではないと認識している。

○吉田 崇仁委員

- ・ 私もそう思う。北海道知事が勝手に保安林の指定解除はできない。保安林に対する専門の学者の方がいて、その方々の意見が相当強い。その方々を説得して、解除していいだろうということであればよいが、その意見も聞かないで、北海道知事の評価だけで、安易に解除とはならないと思う。
- ・ それともう一つ。飛行場が近くにあるため、古川町からは高い建物が一切駄目である。石崎町までだったらいいが、2階建て3階建てになると許可が必要となる。寅沢に195メートルの風車が建ち、飛行機が大丈夫か心配である。風の関係で赤川の方から下がってくる飛行機もあると思うが、その点をお聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 方法書の内容については、現在、各部で関係法令を確認しているところであり、風車は高さが195メートルだが、山の頂上に建つ感じではないと聞いている。事業者に関する部分であり、詳細は答えできないが、当然航空法に基づく高さ制限等もあり、その辺りとの整合性をとっていただく必要があるので、今、各関係部局とも連携しながら確認等を進めている。

○吉田 崇仁委員

- ・ この5万キロワットは1日の電力なのか、年間の電力なのかお聞きしたい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 発電設備がその瞬間で発電できる最大量のことであり、5万キロワットでフルに1時間発電した場合、5万キロワットアワーとなる。キロワットアワー当たり何十円で電気を売買しており、あくまでも性能として、その発電設備が発電できる能力の最大値である。

○吉田 崇仁委員

- ・ 一般住宅で、何件分の電気になるのか、分かっている範囲で教えてほしい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 把握していない。

○吉田 崇仁委員

- ・ 後で調べて教えてほしい。

○川崎 啓太委員

- ・ 北海道は金融特区になっておりGXを推進する方向性がある中で、ガイドラインの規定では、函館市民との良好な関係を築きつつ方法書等の説明をするものとするといった。各委員からも様々な懸念事項が御指摘されている中で、環境部として、今回の方法書に関してどういう評価をしているのか伺います。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 事業者が作成した環境影響評価の方法書については、今後、国において知事の意見を踏まえ、省令の規定や指針に照らし手法の審査等を行うとともに、環境審査顧問会などからの意見を聞いた上で事業者にも勧告されることから、環境の保全についての適正な配慮がなされた調査となるものと認識している。
- ・ 市としては現在、庁内の関係部局において調査項目などを精査し、法律や条例に基づく規制に該当するか、懸念される事項がないかなどについて確認を進めている。なお、市長から知事への意見の提出に当たっては、地域特性を踏まえた必要な調査、予測及び評価が適正に行われるよう、関係部局とも十分協議しながら意見を取りまとめてまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ 関係部局との連携の重要性は先ほどもいろいろ御指摘あったと思うが、第二種事業、4万7,300キロワットということで配慮書が省略されているが、様々な状況を考えると、環境への配慮や場所が適切なのかという代替案を含めて、配慮書に相当するような検討が事前に必要だったのではないかな。
- ・ 配慮書の省略に相当する明確な理由などを市民に対して説明する必要があると思うが、考えがあれば伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 今回の風力発電事業計画では、最大出力が4万7,300キロワットのため、事業者が配慮書の手続きを省略したと伺っている。環境評価手続きとしては、省略すること自体に問題はないが、本市としては、住民や関係者に必要な情報を提供し、具体的かつ丁寧な説明を行い、計画への理解が得られるよう努めるとともに、地域住民等からの意見に十分配慮することが重要であると認識しているので、事業者に対しては、地域の声に耳を傾け、不安や懸念を解消しながら地域と共生した事業計画を検討するよう求めてまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ 説明会があること自体を、市民の方は全く把握していなかったなど様々な声が上がっているので、手前の御説明も含めて、市が事業の主体ではないので難しい部分があると思うが、ぜひお願いします。
- ・ 沈砂池の設置による濁水対策が説明されているが、これはあくまでも濁りを取り除くだけであり、場所が水源涵養保安林であることを考えると、雨水の放出、地下水への浸透で水源を守る、土砂の流出など様々な視点がある中で、この沈砂池の設置だけで本当に適正なのか。別次元の問題がある中で、

そこしか説明されてないと思うが、御意見があれば伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 沈砂池だけの調査への懸念は、市民説明会などでも不安の声が上がっていたと認識している。現在、庁内の関係部局においても、方法書の調査項目を精査・確認しているので、市長から知事への意見の提出に当たっては、関係部局や市民の不安の声などを基に、必要な意見を述べてまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ 先ほども騒音や低周波に関して御質疑があったが、住民説明会では、省略して話すと、被害があったから考えるという事業者からの御説明があった。実際に建ってから、何か影響があった場合にヒアリングする部署等も必要だと思う。
- ・ 北海道新聞では、畑の近くに風車が建ち、体調不良が起こっているという記事があった。また、海外の事例として、欧州の会議で今年の3月に、音の問題ではなく低周波が血管などの炎症を起こすのではないかということが発表されている。
- ・ そうしたことも踏まえ、何か起こってからでは遅いので、健康被害等に対するヒアリングなど、今後用意する考えがあるのか伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 説明会等で事業者は、実際に起きたものに対しては対応するが、一定の距離を取っていることに加えて、人の考え・感じ方はそれぞれなのだという話をされていたことから、市民の方から不安の声が上がっていたと認識している。
- ・ 一般的に風力発電施設の稼働に伴い、騒音や超低周波音は発生する。当該事業区域の周辺には住宅や公園等も存在しており、地域住民の生活環境への影響を懸念する声も多く寄せられていることから、知事への意見の提出に当たっては、配慮してまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ デリケートな部分なので、関係部局と連携しながらよろしく願います。4月17日の説明会の段階では、事業者もEUでの発表を存じ上げていない状況だったかもしれないので、情報提供も願います。
- ・ 低周波音等やヒグマ被害などの問題に加えて、ドイツなどで研究が進んでいる昆虫や鳥類への影響による食物連鎖の問題が指摘されている。ドイツ航空宇宙センターの研究によると、山に風車を設置した場合、風車1基当たり年間4,000万匹の昆虫が失われるという統計が出ている。昆虫を餌とする鳥類への影響、花粉を運ぶことから植物への大きな影響、低周波が土に伝わり地中にある昆虫にも非常に影響があるのではないかとされているが、この辺りを含めて調査することを要望する考えはあるのか。
- ・ また、農業に関する影響について懸念や検討されていることがあれば伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 詳細な意見の内容等については、どのような形になるかも含めて、現在、庁内の関係部局とも連携しながら精査を進めているところであるが、今回の事業計画による生態系の影響については、不安や懸念の声も様々寄せられているので、今後、関係部局の意見を基に、必要に応じ有識者や関係団体の

意見も参考にしながら、必要な意見を述べてまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ ボランティアで地域の環境を守る活動をやっている方も多くいらっしゃる中、海外企業の利益のために我々が苦勞するようなことがあってはならないと思っている。
- ・ 経済の話として、固定資産税が入ると言われているが、地域へのメリットが本当にあるのかを伺いたい。説明会では、あまりメリットは提示されていなかったが、金額はわからないが固定資産税の収入がある旨、事業者は言っていた。しかしながら、風車を建てるメリットとその収入等を考えると、様々な問題があると思っている。
- ・ 以前、一般質問でもやらせていただいたが、撤去費用について、合同会社が悪いと言うつもりはないが、合同会社には多くの逃げ道があるのも事実であり、放置して有限責任の中で帰ってしまえばどうしようもなくなる。そのリスクを市民が負うのか。当時の質疑では、質権設定ということで事前に撤去費用をいただいた上で、それを市が管理するという話もさせていただいたが、その辺りの税収効果と市民のリスク、将来の行政負担を総合的に比較しているのか、比較する考えがあるのか伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 一般的な話になるが、再生可能エネルギー発電事業が実施される場合、発電施設の設置に伴う工事の発注や設備に課される固定資産税など市内への経済効果の創出が期待されるが、再生可能エネルギー発電の実施に当たっては、市のガイドラインにおいて地域との共生を求めているので、市民生活上のリスクや行政負担等を与えるような事業計画とならないよう、事業者へ求めてまいりたいと考えている。

○川崎 啓太委員

- ・ 突発的な工事で人件費などが発生することは理解しているが、中長期的に20年後を考えるとリスクが大きいと思っている。2026年4月28日の日経新聞で、陸上風力発電が5年間で中止50件という記事があり、リスクがあると思っている。
- ・ 撤去に関わる具体的な計画などの確約を求める考えがあるのか改めて伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 事業の検討、調査段階のため、事業終了後の具体的な原状回復の方法や撤去費用に関する積立の方法、積立金額等については、まだ伺っていないが、市ガイドラインの規定に基づき、適切な撤去と計画的な撤去処分費用の確保について、今後事業者に求めていくこととしている。

○川崎 啓太委員

- ・ 市民の皆様も、ガイドラインが事業に関しての一定の抑止力となるのではないかと考えている方も多い。確認のため伺うが、市のガイドラインに何らかの拘束力等があるのか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 市民に権利や義務を課す場合には、条例によることとすると法に規定があるので、本件ガイドラインについては、規制等を項目として設けていない。

○川崎 啓太委員

- ・ ガイドラインがないよりあったほうがいいのかもしれないが、あることによって何かできるのかと

いうとそうでもないということも市民の皆さんに知っていただければと思うので、環境部としても板挟みの状況が続いてはいると思うが、市民目線に立ち、引き続き御対応していただければと思う。

○道畑 克雄委員

- ・ 住民説明会について、開催することが義務づけられていると思うが、先ほどから答弁されているように住民の方々と良好な関係を築くという部分において、市としてはどのような状態になれば、住民説明会の開催がクリアされたと受けとめるのか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ ガイドラインで規定する良好な関係とは、発電事業者が計画を検討する初期段階から、必要な調査や地域への情報提供を行い、事業に対する不安や懸念の声があった場合には、必要な調査や検証により不安や懸念を解消するなど、地域に寄り添った取組を続けていくことで、地域での再生可能エネルギー発電事業に対する理解が進んでいる状態を指すものと認識している。

○道畑 克雄委員

- ・ 先ほど来から、環境影響評価方法書について各委員が質疑されており、庁内で精査している、市からの意見書の提出に向けて関係部局と協議をすると御答弁されていたが、方法書が法令に適合しているかどうかといった話も出ていた。経産省の手引きに基づいて方法書が作られており、そこから大きく法令違反が出てくることは多分ないと思うが、問題は、行われようとしている調査の内容である。例えば、対象、頻度、回数などが適切かどうか、法令の適用とは別に、関係部局で調査しているという受け止めでよろしいか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 環境影響評価の最終的な適合性等については、国の方での審査を経て判断されるものであるが、法の項目の中では、具体的にどういう場合に何か所までは示されていないので、それぞれの事業予定箇所により、地域特性が反映されるものと認識している。私どもも今回の事業箇所においてどのような調査が必要であるか、今回の方法書の中でそのような項目が入っているのかなどを確認させていただいた上で、必要な意見を述べさせていただく考えである。

○道畑 克雄委員

- ・ 事業者が方法書を出すに当たり、内容等について、専門家の意見を聞いて修正された部分が何か所もあると受け止めている。そうすると正直、素人が読んでも、例えば調査内容の実施方法が環境を十分に調査できる内容なのかを判断することが難しい。それぞれの部局は知見をお持ちだと思うが、必要に応じて専門家の方たちに、函館市の地域特性を鑑みた場合、どういった調査の内容であるべきなのかを伺ってみるべきではないか。
- ・ 知事に対しての意見書の作成に当たっても、そうした方法を取り入れるべきでないかと思うが、どのように考えているか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 今、庁内部局でまず洗い出しをしており、その上で必要に応じて、有識者や専門家の方々にも意見をいただきながら、市長意見を取りまとめてまいりたいと考えている。

○道畑 克雄委員

- ・ 事業者が住民の方々から募集している意見が29日で締め切られ、その意見が函館市にも伝えられ、

法令上、知事からの求めによってとなっているが、当然、函館市から意見書を出すことになると思う。
今のスケジュールで、どのくらいの時期に知事に対して意見書を出されるか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 知事からの意見照会がいつ頃になるのかは、資料の３枚目の環境影響評価の手続きフローの中にも記載がない通り、時期の具体は示されていないが、これまでの方法書の縦覧等の例でいくと、おおむね意見の締め切りから２か月から３か月以内には照会が来ている。

○道畑 克雄委員

- ・ 意見書の内容については、先ほど来御答弁があるように、これから関係部局と調整をしてということだと思うが、私もいろいろな自治体から出ている意見書を拝見した。経済のメリットを前面に出している部分もあれば、住民の生活環境を鑑みた場合にはなかなか賛成できないことも書かれているなどいろいろな意見書があり、その意見書が知事の判断や、国へ提出される意見書に非常に大きな影響があると伺っているのので、市の主体的な姿勢が示されるような意見書にしていきたいと思う。
- ・ 意見書の内容は、取りまとめて知事に提出する段階になったとき、議案ではないので議会に提出して賛否を問うことにはならないが、一定程度オーソライズされるべきだと思う。その辺りの取扱いについて、どのようにお考えか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 知事からの意見照会は、北海道からの照会であり、函館市で公開の有無を判断できるものではないので、北海道の判断と考えている。

○道畑 克雄委員

- ・ 事業者には、住民の方の理解や共生、良好な関係が求められていることから言えば、市としても十分、市民の方々の意向を汲んだ上での取扱いをお願いしたいと思う。

○工藤 篤委員

- ・ 今、建設を予定している会社の体力、実績があったら教えてほしい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ アメリカに本社のある会社の日本法人を元に合同会社が設立されていると伺っているが、資本等の詳細については確認できていない。

○工藤 篤委員

- ・ 川崎委員もおっしゃっていたが、撤去するときに会社がなかったなどということになったらどうしようもない。実績を調べて出してもらえればと思う。
- ・ 風況調査の方法はどのように出されていたか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 直接現地を確認しているわけではないが、事業者からの情報によると、事業計画地の場所に何か所か高いポールを立てて、風がどれくらい吹いているか測量をしていると伺っている。

○工藤 篤委員

- ・ 風況調査が肝心である。大変な経験をしているので、風況調査は厳重にしてほしい。
- ・ 実績はないのか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 道内では、留寿都村で発電事業を2年ほど前に開始しているほか、道外でも2件ほど風力発電施設の建設を進めていると伺っている。

○工藤 篤委員

- ・ 現在進行形のところはあるが、きちんとした実績はないということか。それであれば、現在進行形のところがどうなっているのかも、市として調査すべきだと思う。建ててしまったら取り返しがつかない。そこは、十分お願いをしておきたいと思う。

○富山 悦子委員

- ・ 環境アセスメント手続きと合意形成について、本来であれば配慮書の手続きをしなければならないと思っていたが、最大出力が4万7,300キロワットということで、いらないということである。地域との共生、近隣住民の理解が大事だと思っており、事業者との事前協議の中で、法律的には配慮書を省いていいかもしれないが、その辺りはどう判断されたのか。
- ・ 水源涵養地域であり、動植物を含めて大変重要な地域に建つものであることから、最大出力での線引きではなく、中身の説明が必要であったと思う。
- ・ 事前協議について教えてほしい。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 令和6年1月に初めて来庁されて以降、意見交換等をさせていただいている中で、環境影響評価の手続きに移行し、配慮書の手続きは省略する旨の報告は受けたが、法での規定により、配慮書の手続きが任意とされているので、事業者はその段階においては、市からさらなる求めはしなかった。
- ・ 一方で、環境影響評価法の規定に基づく配慮書の手続きについては、事業の位置、規模に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体の意見を取り入れるよう努めることとされている。
- ・ 今回の事業者については、配慮書は省略されたが、今後、配慮書の手続きが任意である発電事業に関しても、配慮すべき事項についての検討を事業者には求めてまいりたいと考えている。

○富山 悦子委員

- ・ 市民としては、海外から乗り込んできて、大変な場所で電気を作るとのことだが、この話を聞いたときに、市としてどんな認識だったのか。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 市としても、事業者からある程度の事業概要が示された事前協議の段階で、環境・景観への影響の懸念は申し上げてきたが、具体の調査内容については、今回の方法書の縦覧をもって確認させていただいており、事業区域が取水施設の上流であるため、水質への影響やヒグマの生息域への影響、景観への影響など懸念される事項について協議を進めているところである。
- ・ 実際に市民の方々からも、同様の意見が寄せられているので、事業計画については、慎重に見極めていく必要があるものと認識している。

○富山 悦子委員

- ・ 事業区域の中には、植生自然度10という最高の区分の地域もあり、動植物を含めて素晴らしい場所だと書かれているので、その認識をもっと持ってもらいたいと思う。

- ・ 市民などの間で、署名運動が行われており、今、5,000筆以上集まっているようであるが、この意見はこれからどのように反映されていくのか伺う。

○環境部環境政策課長（百成 慶恭）

- ・ 環境影響評価に関する市民意見については、5月29日締切りの一般意見として所定の提出方法で、事業者提出していただくことで、意見概要として知事ないし函館市、七飯町に届けられるので、函館市としてはそこで皆さんの声を聞くことになる。一般意見のみならず、SNS等でもいろいろな情報、意見が出ていることも把握しており、それらの意見も参考にしながら市長意見を取りまとめていきたいと考えている。

○富山 悦子委員

- ・ 再生可能エネルギーは賛成だが、やり方である。成功しているところと、失敗しているところがたくさん出ているので研究をしてほしい。敵対関係では駄目だと思う。市民と行政、事業者も含めて協力してやっていかなければいけない。
- ・ 地産地消をうまくやっている長野県飯田市などの例もある。自分たちが出資して、自分たちで電気を使う方向を検討しながらやってほしいと思う。
- ・ これから温暖化が進んでいくと、どういう状況になるかわからないので、今の自然の状態を少しでも崩さないように守っていききたいと思うので、そこはしっかり検討をお願いしたいと思う。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ ほかに御発言あるか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者においては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思うので、よろしく願い申し上げます。
- ・ 理事者は御退室願う。

（環境部 退室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ その他、本件について、各委員から何か御意見等があればお願いします。

○工藤 恵美委員

- ・ 慎重にという意見が全員から出たと思うが、今後、委員会のまとめをどのようにしていこうと委員長は考えているか。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 今、皆様からいただいた意見や論点等を正副でまとめさせていただきたいと思っている。今日は協議会なので、常任委員会において今後の方向性などを決めていきたいと思う。

○工藤 恵美委員

- ・ 知事から函館市長、七飯町長にも意見を聞く場面があるみたいだが、その意見照会に対して、委員会ですらまとめたものを私たちの意見として市長に伝える手段はあるか。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 常任委員会から市長へという形ができるかを確認する必要があるが、調査事件として扱っているので、調査のまとめを環境部に提言していくような形になると思う。先ほど道畑委員の質問の中で、市

長意見は二、三か月後という話があり、今からだと七、八月のタイミングだと思うので、その前には委員会としての方向性や議論した内容を市長意見に反映させてもらえるような提言をしていきたいと思っているが、皆さんそういう形でよろしいか。（異議なし）

- ・ 今日の皆さんの意見は、市長に対して重い意見だと思うので、正副で取りまとめさせていただきたいと思う。

○工藤 恵美委員

- ・ わかった。よろしくお願いします。

○工藤 篤委員

- ・ 今は、ガイドラインということで、行政や地域住民の意見をどう酌み取っていくかということがルールになってきたが、かつてはそういうことがほとんどなく、事業者任せ、行政任せであった。これまで、風力発電で成功したところ、失敗したところが結構あると思うので、それを調べられたら参考になると思う。
- ・ アメリカの資本がアメリカでどうなっているのか。そこまで調べられたら参考になると思う。
- ・ 先ほども言ったが、取り返しのつかないことがないように。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 重く受け止めさせていただく。

○工藤 篤委員

- ・ 私自身も重く受け止めているので、よろしくお願いします。

○川崎 啓太委員

- ・ 今日の質疑を振り返ってまとめた意見でもよろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ 皆さんから出た通り、懸念が非常に大きい。断定するものではないが、事業の規模が4万7,300キロワットとぎりぎり5万キロワットを切ることを合同会社が行うことは、一般人から見て何かあるのではないかと非常に強く感じる部分があると思う。
- ・ その上で、重要な場所に作るわけであるから、水や土砂、騒音。あとは今回出ていなかった昆虫に対することで、ドイツなどヨーロッパの先進国では研究も進んでおり、生態系の根本を崩すのではないかとされているので、成功事例、失敗事例を踏まえた上で、成功事例があるからやるべきだという話には今回の場所については全くならないと思う。
- ・ 取りまとめて、会議録にも残し、市長を含めた様々な方にいろいろな考えを認知していただきたいと思っている。
- ・ 多くの市民の方が知らないか、心配しているかであり、もろ手を挙げて賛成という方に会ったことがない。市民の声を拾いつつ、慎重に検討できればと思う。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 答弁で、庁内部局に聞いて方法書の洗い出しをしている状況とのことであったが、実際に各部局で洗い出しをしてどういう結果であったのか、具体的には、水源がどうだったのか、景観がどうだったのかなど、各部局の意見を把握できればと思う。民生なので、それぞれのケースの所管部局を呼ぶわけにはいけないので、環境部が洗い出した結果を取りまとめて議会で言ってくれるなど、庁内部局の意見をしっかり聞きたいと思う。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 経済建設常任委員会の正副が傍聴に来ており、連携を取りながら進めさせていただきたいと思うので、願います。
 - ・ 他に御発言あるか。（なし）
 - ・ それでは次に、今後の進め方について、正副としては、ただいま確認した内容を取りまとめたものを正副で作成させていただき、常任委員会において今後の方向性などについて皆様と協議を行ってまいりたいと考えているが、よろしいか。（異議なし）
 - ・ 内容については、正副委員長に一任させていただきたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
 - ・ 他に御発言あるか。（なし）
 - ・ 議題終結宣告
-

2 その他

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前11時34分散会